

令和7年度開始！！

在宅サービス利用料の 一部を助成します



●助成対象者 ＊以下の項目すべてに当てはまる方

- ・申請日の時点で佐野市に住民票がある18歳～39歳の方
- ・市税の滞納がない方
- ・医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したがん患者の方
- ・過去にこの助成金の交付を受けていない方
- ・在宅生活の支援および介護が必要な方
- ・他の制度において同等の助成または給付を受けることができない方

●助成内容

1 か月あたりのサービス利用額の9割に相当する額を助成します(上限54,000円)

※生活保護を受けている方は、助成上限額60,000円

助成の対象となるサービスの詳細については裏面へ！

●利用の流れ ＊申請期限:サービス等を利用した月から1年以内

①サービス提供事業者と契約を結んでいただきます



②利用申請 以下の書類を提出してください。

- ・佐野市在宅ターミナルケア支援事業利用申請書
- ・意見書(意見書の作成料は利用者負担となります。)
- ・委任状



③利用決定の通知をします



④サービスの利用開始



⑤サービス利用料の支払い

- ・自己負担額をサービス提供事業者を支払い、残りを市からサービス提供事業者を支払います。(受領委任払い)

★詳しい説明がありますので、利用をご検討の方は健康増進課へお問い合わせください。

(申請書類は健康増進課窓口または佐野市ホームページよりダウンロードできます。)

サービス内容について

●訪問介護

身体介護、生活援助、通院等乗降介助

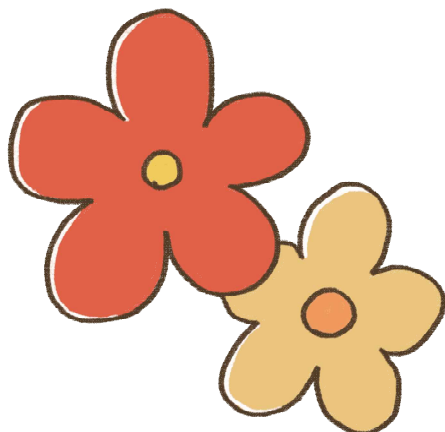
●訪問入浴介護

●福祉用具貸与

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり(工事を伴わないもの)、スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト(つり具を除く)、自動排泄処理装置 等

●福祉用具購入

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分 等



内容の詳細やサービス提供事業者一覧は、
佐野市ホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】

佐野市健康増進課 健康づくり係

〒327-8501 佐野市高砂町1

TEL:0283-24-5770

FAX:0283-20-3032

mail:kenkoudukuri@city.sano.lg.jp